

# 野見宿禰の埴輪創出伝承

寺川 眞知夫

はじめに

垂仁天皇紀には、日葉酢媛皇后の薨去を契機として、よく知られた、野見宿禰が埴輪を創出した伝承を記す。

すなわち、「垂仁天皇の二十八年に、倭彦命の埋葬にあたって、近習の者が生きながら陵の周に埋め立てられ、数日間死なず、昼夜にわたって泣き声をあげ、死後は腐って犬や鳥の餌食となった。天皇はこの泣き声を聞いて悲傷し、生きた人を埋め立てる殉葬を廃するよう詔した。」と伝える（垂仁紀二十八年十一月丙申朔丁酉条）。

さらにこの後、「皇后日葉酢媛命が薨去したとき、天皇は（倭彦命の殉死者の悲惨を思つてのことであろうが）近習の者を生きたまま埋め立てる殉葬の是非を群卿に諮る。すると、野見宿禰が生きた人を墓に立てるのは後世に伝えるべき事ではないとして、人・馬・種類の物の形を土で作って置くことを提案し、天皇は心に叶うことだとして、はじめて日葉酢媛皇后の墓に埴輪を立て、後世の範となった。」という（垂仁紀三十二年七月己卯条）。

この野見宿禰の埴輪創出伝承は有名なわりには、その形成についての考察はかならずしも多くはない。歴史の分野においては土師氏

の葬儀の範囲にとどまらない職掌についての考察が多く、埴輪との関わりについて言及されることは少ない。そのなかで、小出義治氏に垂仁紀の伝承と土師氏と埴輪との関係についての良く整理された考古学・歴史学分野からの優れた論がある。

小出氏は、弥生時代の特殊器台土器から円筒埴輪への展開は吉備で始まったか、大和で始まったか問題があるにしても、近畿地方では四世紀には円筒埴輪と家・武器・蓋などの機材埴輪が作られるようになったこと、五世紀になると仁徳陵から出たとされる人物埴輪が認められるが、これは巫女的女性の埴輪であること、他に馬の埴輪なども作られるようになるが、六世紀後半には埴輪の終焉期をむかえたことなど、畿内における埴輪の歴史を概観しつつ、日葉酢媛命陵に比定される狭木之寺間陵も、事実として日葉酢媛命陵であったかどうかはともかく、後円部には人物埴輪ではなく円筒埴輪列が方形に巡らされ、蓋・盾・家型埴輪など機材埴輪が置かれていたように、畿内の埴輪の始まりは、円筒埴輪であることを指摘し、これを視野に入れて埴輪の作られるようになった事情については、埴輪は生きた人を埋め立てる殉葬に代えて設けられたものではなく、死者の霊を祭祀するために作られたものであって、当然のこととして、垂仁紀の倭彦命の陵に生きた人を人垣に立てた伝承や土師氏が日葉酢媛皇后の葬儀のときに人垣に代えて人物埴輪を作った伝承は、明らかでない（注）ということになるとされた。

こうした伝承が形成された時期については、埴輪が作られ始めた時期における、埴輪を作った事情も埴輪の担った性格も忘れられた後、かすかに人物や動物の埴輪の記憶の残っていた時代、おそらくは六世紀後半以後に形成された伝承であったこと、仏教などの導入によって薄葬が行われるようになり、古墳の規模が小さくなり、土師氏にとって伝統的職掌に危機的状況が出現した時代に形成されたとされている。<sup>(注3)</sup> このことも、重要な指摘である。この伝承を分析してみると、確かにある種の矛盾を含むことは明らかで、こうしたことも想定されるところである。

しかし、この伝承の形成とこれを支える思想についてはなお検討の余地があるように思われる。また管見の範囲では文学畑の方の論はみあたらないので、本稿ではこうした点について若干の考察を加えたい。

### (一) 陵に生きた人を埋め立てる伝承と殉葬のこと

埴輪創出伝承は、垂仁紀に位置づけられている。この理由はのちに触れるとして、まず垂仁紀の伝承を掲げて考察を加えてみたい。

ここでまず、倭彦命の埋葬における殉葬の伝承をみると、

①十一月の丙申の朔丁酉に、倭彦命を身狭の桃花鳥坂に葬りまつる。

②是に、近習者を集へて、悉に生けながらにして陵の

域に埋みて立つ。日を数て死なずして、昼に夜に泣ち吟ふ。遂に死りて爛ち臭りぬ。犬鳥聚り悶む。

③天皇、此の泣ち吟ふ声を聞しめて、心に悲傷なりと有す。

④群卿に詔して曰はく、「夫れ生に愛みし所を以て、亡者に殉はしむるは、是甚だ傷なり。其れ古の風と雖も、良からずは何ぞ従はむ。今より以後、議りて殉はしむることを止めよ」とのたまふ。  
(垂仁紀二十八年条)

とある。これによると、近習の者を生きた人垣として立てたという倭彦命の身狭の桃花鳥坂にあったとし、さらに天皇はその陵に生きたながら埋め立てられた人の「泣ち吟ふ」声を聞いたとする。「身狭の桃花鳥坂」が『日本古典文学大系 日本書紀』上の頭注にいうように、今の橿原市見瀬のあたりであるとし、垂仁天皇の纏向珠城宮が、三輪山麓北西であったとすると、声の聞こえるような距離ではない。あまりにも離れ、垂仁天皇はどのようにして倭彦命の陵の周りに生き埋めにされた者たちの声を聞いたか問題になる。すくなくとも垂仁天皇の纏向珠城宮にあっては声が聞こえることはありえない。天皇は兄弟の墓であるから行幸して聞いたということもありえない。天皇は兄弟の墓を厭うはずで、たとえ弟の墓所であったとしても、そこに参って見聞したということは、天皇の行動としては不審である。ここに、伝承が歴史的事実を伝えるものではなく、物語的な性格をもつことをはしなくも示しているといえよう。

また、『古事記』は崇神天皇の帝紀部分で、この伝承について簡単に触れ、

次に倭日子命。〔此の王の時、始めて陵に人垣を立てき。〕(崇神記)

と割注を付ける。これによれば人垣は「古の風」といえるのか問題になる。紀の伝承をみての注であるとする説もあるが、「始めて」は紀の触れないところで、「人垣」なる語を用いるのも記のみである。人垣は生きた人を埋めて垣を作ったというものかどうか不明であるが、人垣は死体では無理とすると生きた人を立てたというのであろう。こうした表現の相違に注目すると、記の割注が紀に依拠して付けられたと簡単にいえるのか、記の取り上げなかった土師氏の伝承に依拠したものか明確はでなくなる。陵に殉葬したことは考古学的には否定されるようである。それにもかかわらず、こうした伝承が形成されたのは、土師氏の事情によるうが、他方では『魏志』「倭人伝」にみえる古代日本の殉葬に関する記述、

卑彌呼以って死す。大きに冢を作る。径は百余歩なり。殉葬する者、奴婢百余人なり。(三国志魏書卷第三十 東夷伝倭人条)

といった情報もあるので、古い習俗として近習の奴婢の殉葬が想定された可能性はある。しかし、この記述が生きたまま埋め立てて、殉葬したものがどうかは明らかではない。また、習俗としての殉死は大化のころにもなお行われていたものか、周知のとおり、大化改新の「薄葬令」には、

凡そ人死しぬる時に、若しは自をおの経わたきて殉したがひ、或いは人を絞くりて殉したがはしめ、強あながちに亡したたるむと人ひとの馬を殉したがはしめ、云々。(孝徳紀大化二年三月条)

とある。この間を繋ぐのが先の垂仁紀の倭彦命の埋葬のときの人を生きたまま埋め立てる伝承ということなる。

しかし、殉死は貴人のために仕える者が自死もしくは他者によって殺され、埋め立てられるものである。「大化薄葬令」の伝えることは、垂仁天皇の時代に人を生きたまま埋め立てる習俗が禁止されたので、姿を変えて、貴人の後を追って死なせる習俗として大化の時代まで生き続けていたことを語るといえないことはない。もはや大化の時代には生きたまま埋め立てられることはなかったのである。

近習の者が生きたまま埋め立てられるのは、極めて残酷な殉葬の方法であったとしなければならぬ。しかしながら、逆にみると、垂仁紀の倭彦命の埋葬に際して生きたまま埋め立てられたとする伝承は、あるいは『魏志』「倭人伝」の殉葬の伝承や「大化薄葬令」にもとづいて、形成されたものであったとみられなくもない。ことに「大化薄葬令」は、埴輪の終焉期を過ぎた時期に土師氏の埴輪創出伝承が形成されたとの指摘に対応するといえる。

同時に、その形成要素には後にみる儒教の葬儀にかかわる思想に依拠したところもあり、埴輪の創出実情を知らないまま、想像によって埴輪創出伝承が形成されたようにみえる。いわば、埴輪創出伝承

はきわめて理念的な伝承であったといえるであろう。

ただ、倭彦命の伝承では、「悉に生けながらにして陵の域に埋みて立つ」ことを、天皇に「其れ古の風と雖も」といわせ、古墳の域に人を埋め立てることを伝統的な習俗として位置づけようとしていることは確かである。しかし、人を埋め立てることが「古の風」、すなわち習俗であったのならば、倭彦命の喪葬までにも周辺にそうした事実が多々あったに違いなく、また、大きな権力を打ち立てたであろう父崇神天皇の死に際しても同様のことがなされ、天皇はおそらくそれを目にしたであろうのに、また崇神天皇陵が行燈山古墳であり、珠城宮が纏向の現伝承地であれば、倭彦命の墓よりは遙かに近いのに、その陵に埋め立てられた者の泣く声に触れないことは理に合わないことになる。

天皇の兄弟である倭彦命の名前を出したのは、記紀以前に記と同じく、陵の周に人を埋め立てることが倭彦命のときに始まったと語る伝承があり、これを利用して伝統的な悪習を仁にみちた天皇が止めた伝承に切り替えるために「古の風」なる言葉を加えて改変したとみることもできる。

ところで、殉死に関する伝承ではないが、人を生きたまま埋め立てた伝承としては、雄略紀の即位前紀の目弱王事件の記述に、

是に大長谷王、其の兄を罵りて言ひけらく、「一つには天皇に為し、一つには兄弟に為すを、何か恃む心も無く、其の兄を

殺せしことを聞きて、驚かすて怠なる。」といひて、即ち其の衿ころもくひを握りて控き出して、刀を抜きて打ち殺したまひき。

亦其の兄白日子王に到りて、状ありさまを告ぐることに如くなりしに、緩おほろかなることも亦、黒日子王の如くなりき。即ち其の衿を握りて引き率て来て、小治田に到りて、穴を掘りて立てるまじま隨に埋みしかば、腰を埋む時に、至りて、両つ目走り抜けて死にき。

と残酷な行為として描かれているとおりでである。したがって、生きた人を埋め立てるとの記述は、倭彦命のときにも行われた一般的な事実であったというつもりではあろうが、これも次の埴輪起源伝承への展開と関連させ、生きたまま埋め立てることが如何に残酷であったかを語るためになされた意図的表現とみるべきであろう。埴輪が生きたまま埋め立てられる人の代わりに生まれたものではないにせよ、また考古学的には未だ確認されていないせよ、日本において殉死者を墓に埋葬したとする伝承は、残酷な埋葬儀礼として、『魏志』倭人伝、垂仁紀倭彦命の埋葬、さらには「大化薄葬令」へと継承されつづけたのである。『魏志』倭人伝の記述も倭国の後進性・野蛮性を書くための筆法であったかもしれず、また「大化薄葬令」の言及する習俗としての殉死にしても、律令制の政治体制という新たな時代を目指していることを強調するために、喪葬における後進性を表す愚俗としてことさら殉葬をあげて、これを止めたとしたまでのこと、かならずしも事実の記述といえないかもしれない。事実

としては殉死者を如何に埋葬したかということも、殉葬のために生きた人を埋め立てる残酷な方法がとられていたということも不明である。あるいは、童女を神の生贄にしていたとする伝承と同じく、事実であったとされながらも、伝承の世界に限定されることではなかったのではないかとみられるのである。

いずれにしても、垂仁紀三十二年条は、殉死させる「古の風」として生きた人を埋め立てる方法が存在したことを前提として、埴輪創出伝承を展開するのである。次にこの伝承を見てみよう。

## (二) 埴輪創出の伝承

埴輪が作られたとするのは日葉酢媛命皇后の薨去の時、その事情は、

①三十二年の秋七月の甲戌の朔己卯に、皇后日葉酢媛命（一）に云はく、日葉酢根命なりといふ。薨りましぬ。臨葬らむとすること日有り。

②天皇、群卿に詔して曰はく、「死に従ふ道、前に可からずといふことを知り。今、此の行の葬に、奈之為何む」とのたまふ。

③是に、野見宿禰、進みて曰さく、「夫れ君王の陵墓に、生人を埋み立つるは、是、不良し。豈、後葉に伝ふること得む。願はくは今便事を議りて奏さむ」とまうす。

④則ち、使者を遣して、出雲国の土部老百人を喚し上げて、自ら土部等を領ひて、埴を取りて人・馬及び種種の物の形を造りて、天皇に献りて曰さく、「今より以後、是の土物を以て生人に更易へて、陵墓に樹てて、後葉の法則とせむ」とまうす。

⑤天皇、是に、大きに喜びたまひて、野見宿禰に詔して曰はく、「汝が便議、寔に朕が心に洽へり」とのたまふ。

⑥則ち其の土物を、始めて日葉酢媛命の墓に立つ。仍りて是の土物を号けて埴輪と謂ふ。亦是立物と名く。

⑦仍りて令を下して曰はく、「今より以後、陵墓に必ず是の土物を樹てて、人をな傷りそ」とのたまふ。

⑧天皇、厚く野見宿禰の功を賞めたまひて、亦鍛地を賜ふ。即ち土部の職に任けたまふ。因りて本姓を改めて、土部臣と謂ふ。是、土部連等、天皇の喪葬を主る縁なり。所謂る野見宿禰は、是、土部連等が始祖なり。  
(垂仁紀)

と語られる。ここでは、野見宿禰は「君王の陵墓に、生人を埋み立つるは、是、不良し。豈、後葉に伝ふること得む。」と述べたとし、これは天皇の「心に洽う」ことであつたとする。もとより殉死即、「生きた人を埋め立てること」ではない。殉死はすでにみたように貴人の後を追って自死することもしくは死なせることで、管見の範囲ながら、漢籍にみえる例をみても、自死もしくは他者による絞殺のよう、生きたままで埋めたという例はみられない。生きた人を

埋めて人垣を作ったというのは、その残酷さを強調し、対比的に野見宿禰が殉死に代えて埴輪を創出したことの意義の大きさを強調するため設定されたモチーフといえる。その意味では、二十八年条の倭彦命の条の殉死としての生きた人による人垣の話も、もともとはこの三十二年の記事の中に前提となる話として組み込まれていて、紀の記述に際して分離して記述されたものとみられる。三十二年の野見の宿禰の埴輪創出伝承の類話は、『続日本紀』天応元年七月条の土師氏の伝承としてみえる。土師氏の伝承は改姓の願い、すなわち本来は葬儀にかかわったわけではなかったのに、埴輪を作るようになったことから凶儀（葬儀）にばかりに関わるようになってしまったので、地名に因んで姓を菅原と改めてほしいとの上申書の中に見える。それは、

壬子。（中略）遠江介從五位下土師宿禰古人。散位外從五位下土師宿禰道長等一十五人言さく、「土師の先は天穗日命より出づ。其の十四世の孫は、名を野見宿禰と曰ふ。昔者、纏向珠城宮に御宇しし垂仁天皇の世には、古風尚存りて、葬礼に節無し。凶事有る毎に、例として多く殉埋す。時に皇后薨じたまひ、梓宮、庭に在り。帝、群臣を顧み問ひて曰はく、後宮の葬礼、之を為さむこと奈何にせむ」と。群臣對へて曰はく、「倭彦王子の故事に遵ひたまへ」と。時に臣等の遠祖、野見宿禰進みて奏して曰さく、「臣の愚意の如きは、殉埋の礼は殊に仁政に乖けり。国を益し人

を利する道に非らず。」と。仍りて土部三百余人を率ゐて、自ら領りて、埴を取り諸の物の象を造りて進りき。帝、覽して甚だ悦びたまひ、以て殉人に代へたまふ。号びて埴輪と曰ふ。所謂る立物、是なり。此、即ち往帝の仁徳、先臣の遺愛にして、裕を後昆に垂れて、生民頼れり。式ちて祖業を觀るに、吉凶相半して、若し其、諱辰には凶を掌り、祭日には吉に預れり。此の如く供奉りて、允に通途に合へり。今は則ち然らず。専ら凶儀に預る。祖業を尋ね念ふに、意茲に在らず。望み請はくは、居る地の名に因りて土師を改めて以て菅原の姓と為らむことを。」と。勅して請に依りて許す。〔『続日本紀』第卅六卷天応元年六月壬子条〕

というものである。これは土師氏の中で伝えられた家伝であり、垂仁紀の元になった伝承かどうか、比較的近い内容を伝えている。ここでは最初に倭彦命の葬儀のことには触れないで、「垂仁天皇の世には、古風尚存りて、葬礼に節無し。凶事有る毎に、例として多く殉埋す。」と展開しているのであるが、天皇の下問に応えた群臣は、ここでは先例を「古風」とはしないで、前に触れられていない、「倭彦王子の故事に遵う」ことを主張したとする。これによっても悪い先例として、倭彦命の故事が前提とされていたことは想定しえるところである。

では、こうした一連の伝承はなぜ作られたのか。いうまでもないことながら、土師氏の祖先を顕彰しようとして形成した功業を語る

ためであった。「垂仁」の諡号は紀成立以後の奈良時代の後期に奉られたものであったとしても、この一連の伝承が「仁を垂たらす」天皇像を形象するためには好都合な伝承であったがゆえに、取り上げたとみられよう。これは垂仁天皇の仁を説き得る典型的な事例として、沙本毘売物語とともに編者の意図に叶ったのである。すくなくとも、先にみたように、大化の頃まで如何なるかたちであれ殉葬が行われているする風聞もしくは伝承があったとすると、実のところ、垂仁天皇の勅令は軽んじられ、人民によって受け入れられていなかったということになり、秩序の維持という点では不都合なのであるが、土師氏は凶儀に関わったとはいいながら、埴輪の真の意義も忘れ去って、大化の頃の殉死にかかわる話などに依拠しつつ、祖先功業伝承として、こうした埴輪創出伝承を形成した可能性がある。もとより、この殉葬は現実に用いられてきた埴輪の存在形態とも深くかかわると見られる。つまり、古墳上に並べられている埴輪が何ゆえ作られるようになったかを説明する話として、日本の殉葬の伝承、中国の殉死の伝承、およびそれにかかわる儒教的な理念に依拠しながら、形成されたということである。

伝説の中にはたとえば、伊勢物語の筒井筒のように、伝説に基づいて作られる遺物もあるが、中大兄の三山歌にみえるように、あるいは三つの古墳の存在によって妻争いの物語が形成された葦屋の菟原処女の伝説のように物の存在によって物語が形成される場合もある。

る。

この埴輪創出伝承の場合は、伝説でいえば後者の場合に相当し、六世紀半ばに埴輪の役割は終焉期を迎えていたとしても、自分たちの祖先が立ててきた埴輪がなお古墳の周辺に残っていた時代に、それらが立てられるようになった本縁を、土師氏の祖先功業伝承として、垂仁朝に位置づけて形成した物語であったとみてよからう。

もとより、土師氏は記紀編纂以前においては多様な分野で活躍した一族で、職掌・活動は葬儀に限定されていたわけではなく、歴史家たちの目はこの点に注がれているようである。<sup>(注4)</sup>しかし、歴史家達が目を向けてこなかった、本伝承については漢籍の知識や儒教思想との関係も考えてみなければならぬ。『続日本紀』に見えるように、土師氏は菅原氏に改姓し、平安時代には道真のような学者を出した家柄である。はやくより、漢籍に馴染むものもあつたとみられ、彼等の目に止まった伝承もあつたに違いない。加地伸行氏によれば孔子も葬儀を行う家の出であり、葬儀にかかわる思想を政治思想にまで高めたといわれ<sup>(注5)</sup>。葬儀にかかわる中国の儒教の儀礼書である『礼記』に、凶儀にかかわっていた土師氏の目がいかなかったと考える方が無理であろう。とすれば、こうした伝承が形成されるにあたっては、漢籍、なかでも『礼記』の影響を受けたとしても不都合ではない。とすれば、『礼記』を中心にして、埴輪のような土偶がどのようなみられていたかをまずは確認しておく必要がある。

古代中国における殉葬も実際おこなわれたものであったかどうかは不明である。後に触れるように秦の始皇帝多くの者を殉死させたというが、今発見されているものは、殉葬された者ではなく、人物俑等である。伝承と事実とは異なるのかもしれない。殉葬に心を痛めた聖賢はみな薄葬を説いているが、聖賢の代表たる孔子は『礼記』において次のような発言を残している。それは、

①孔子謂はく、明器を為る者は、喪の道を知れり。物を備ふれども用ふ可らざるなり。哀しいかな、死者にして生者の器を用ゆるや。殉を用ゐるに殆からずや、と。

②其れ、明器と曰ふは、之を神明にするなり。

③塗車、藟は、古より之有り。明器の道なり。孔子謂はく、藟を為る者は善し、と。

④謂はく、俑を為る者は不仁なり。人を用ゐるに殆からずや、と。

(礼記檀弓下第四)

というものである。すなわち、葬儀に用いる形代としては、草で作った人や馬の形、藟を用いるのは良いけれども、俑はよくないという。中国でも殉葬はおこなわれていたとされ、不仁のことであることはいままでもないが、同じく葬儀に用いられていた俑も人間に近い物で、殉葬を思わせるから、艸で作った人・馬、藟を用いるべきだとする。埴輪も俑といえれば、孔子のこの発言によれば、良くないとした物そのものであることになる。しかし、土師氏は埴輪

という土偶(俑)をもって殉葬者に代えることで、仁の精神を生かすことが出来るとし、孔子の言とは背くような埴輪を創出したことでもって仁を説く伝承を形成した。

日本には形代もしくは死霊の憑代としての藟は存在しなかったのに対し、中国には死霊を神明として扱う物としての明器の一つに藟があった。古代日本においては孔子の言を受け容れても、そのままのたちで伝承の中に受容できないところがあったのである。藟のことは、

東園武士執事下明器。(中略) 輓車九乘、藟三十八匹。

(『後漢書』志 第六礼儀下、大喪諸侯王列侯始封貴人公主薨条)

葦炭を施くこと無かれ。金・銀・銅・鉄を蔵むること無かれ。

一に瓦器を以て、古の塗車、藟の義に合へ。但し、棺は漆ること際に三過せよ。飯含まするに珠玉を以ること無かれ。

珠襦・玉匣を施くこと無かれ。諸の愚俗の所為なればなり。

(『三國志』第二卷 魏書第二 文帝紀第二 黄初三年冬十月甲子条)

乃ち素車・白布・幘帷を用ゐ、塗車、藟は無かれ。

(『唐書』第九七卷 列傳第二二 「魏徵」貞觀十七年条)

などである。このうち、『唐書』は「塗車、藟は無かれ」というのは、葬儀の方法の変化ということであろう。中国では古くは藟が一般に用いられていたのである。これに対して、日本には藟のように死霊に従わせる草人形の類は一般的には用いられていなかった。



たのである。

ここにあげた例のうち、『三国志』第二巻魏書第二文帝紀第二、  
黄初三年冬十月甲子条は、「大化薄葬令」(『日本書紀』孝徳天皇大  
化二年三月甲申条)にそのまま引用されており、その中には蒨靈の  
部分も取り上げられているが、これは「西土の君」が「其の民を戒  
め」た言なるがゆえに蒨靈のこともそのまま引用したのであろうが、  
当時の日本で蒨靈が用いられていたということではない。

おそらく土師氏が埴輪創出伝承を形成した当時も蒨靈を用いる習  
俗はなく、人々がそうしたものを用いない以上、孔子の主張にそつ  
た話は形成しえなかつたとみられよう。しかし、孔子の説く、人を  
無用の死に至らしめることを止めようとする、あるいはそれを想像  
させるような土偶を用いることも止めようとする精神、さらにいえ  
ば人間の情に反する殉葬は不善であるとする根本精神すなわち儒教  
の仁の精神、および薄葬の精神は受容したのである。

土師氏が日本の喪葬習俗に即してこの精神を活かした伝承を形成  
しようとしたとすれば、自氏の関与していた土師器の埴輪を蒨靈に  
当てて、殉死を廃した伝承を形成しようとするのは、当然といえ  
ば当然といえる。孔子が批判した俑に対応する人物埴輪であっても、  
殉葬、ことに生きて埋める人垣を止めるために、人に代えて埴輪を  
創出したと説けば、日本においては仁を説く伝承として受容される  
はずで、その精神においても儒教の仁の理念に背くことにはならな

いと考えたとみてよい。当然のこととして、殉死を止めるために埴  
輪を創出した者の仁の徳と功績を説きえ、ひいては一族の功績の大  
きさを主張することができるとみたのである。紀の編者においては、  
この土師氏の伝承を取り上げて人物埴輪を殉葬される人々に代える  
ことを嘉した天皇もまた仁の徳を備えた天皇であると説きえる判断  
したに違いない。

古墳作りを基本とし、葬儀全体に関与して埴輪をも製作した土師  
氏はこのポイントを押さえ、自氏の職掌の一部に属する喪葬におい  
て用いられる明器としての埴輪を、天皇の仁の発現に協力するもの  
として創出したとする功業伝承の形成に成功したといえる。そうし  
て紀の編纂資料としてこれを利用させ、一族の功業を後世に伝え、  
氏名を変えるとき主張にも生かしたのである。

では、ここに触れたような祖先功業伝承の形成にあたっての儒教  
思想とのすりあわせにおいて如何なる工夫がなされたのか、今すこ  
し、このあたりのところを検討してみよう。

### (二) 土師氏の埴輪創出伝承の工夫

殉死のことが中国の史書にも見えることは先に触れた。また、  
『礼記』の孔子の言葉にも、俑は殉死に近いとする表現のあったこ  
とに触れたが、『史記』は秦の始皇帝の葬儀について、

九月、始皇を麗山に葬ふる。(中略)二世、曰はく、「先帝、後

宮は有子に非ざれば、出に宜しからず。」と。皆從死せしむ、死者甚だ衆し。

〔史記〕本紀卷六 秦始皇本紀第六

と書く。ここでは殉死は「從死」と書かれるが、生きたまま埋めたというようなことは記されない。しかし、現在のところまだ殉死者の埋葬が確認されていないが、今後発見される可能性がないわけではないが、始皇帝陵の周辺からは兵馬俑が多く出土することが知られている。古代中国における殉葬の記録は他にも、『春秋左氏伝』や『三国志』の『魏書』や『呉書』などにもみえる。しかし、孔子はこうしたところに続いてみえる殉葬・俑の埋納を仁に反するものとし、不善としたのであるが、『論衡』は経済的観点からする薄葬の国家的意義を説こうとしており、『礼記』の孔子の言についてもやや穿った見方をしている。

『論衡』は経済的な観点から殉葬と宝物の副葬について次のように主張する。

賢聖の業、皆、葬を薄して用を省くを以て務と為す。然して世に葬を厚くするを尚ぶ。奢泰の失有るは、儒家の論ずるところ明ならず、墨家の之を議すること非なるが故なり。墨家の議、鬼を右ぶ。以て人死しせば輒ち、(神)鬼と為りて知有りて、能く形はれて人を害すと為す。故、杜伯の類を引き、以て效驗と為す。儒家は従はず、以て死人は知無くして、鬼と為ること能はず、然して賻祭して物を備ふる者は、死に負かざるを示し、

以て生を勤むと為すなり。陸賈は儒家に依りて説くも、故より、其語を立つるに肯へて明処せず。劉子政は、薄葬の奏を挙げ、務めて用を省かむと欲ふも、極論する能はず。是以て世俗の内狐疑の議を持ち、外に杜伯の類を聞き、又、病んで且に終はらむとする者、墓中の死たる人來りて与に相ひ見るを見、故に遂に是を信じ、死は生の如しと謂ふ。死して独り葬られ、魂は孤にして副ふもの無く、丘墓閉じ蔵められ、穀物乏匱なるを閲み、故に偶人を作りて以て尸柩に侍せしめ、多く食物を蔵し、以て精魂を散ばしむ。積浸流至して、或は家を破り、業を尽くして、以て死棺に充たし、人を殺して以て殉葬せしめ、以て生意を快くす。其の内るる益無きを知ら(ざる)に非ざるも、而して奢侈の心、外に相慕ふや、死人は知有り、生人と以て異なる無しと為す。其の無益なるを知らず、徒に奢侈を尚ぶなり。

(第二十三卷薄葬篇第六十七)

という。紀も葬儀における経済的には無駄な費えを薄葬によって抑え、葬儀の負担を軽くしようとする意識とともに、人を殺して埋葬するのを止めたと説くことの、人倫的な意義に大きな意味を見出していたとみられる。王充は先にみた、『礼記』にみえる孔子の言葉を承けながらも批判して、次のようにいう。

聖人義を立つる、化に益有らば、小なりと雖も除かず。政に補無くば、大なりと雖も与せず。今、死人に厚くするも、何ぞ恩

に益あらむや。之に倍きて事へざるも、何ぞ義を損はむや。孔子、又、明器を為るに成さざるを謂ひて、意の明有るところを示すと。俑は則ち偶人なり。生人に象しょうるい類す。故に魯の偶人を用ゐて葬ふるや、孔子嘆ぜしは、人を用て殉ずるの兆を睹ればなり。故に嘆じて以て痛むなり。即たとひ生の如くするも当に物を備ふべくし、生の如きを示さず。意、其の教を悉つくす。偶人を用て葬むるは、後に生を用て殉ぜしめむを恐るなり。明器を用ゐるは、独り、後の、善器を用て葬むるを為さざらんや。人を用ゐるの源を絶てども、物を喪ふの路を防がず。人を重んじて用を愛をまず、人を痛みて国を憂へず、傳（儒）議の失とする所なり。

（第二十三卷薄葬篇第六十七）

と。王充の批判の対象となつてゐる孔子と同じく、垂仁紀二十八年の天皇の言葉は、人を重んじ、人の命を慈しむ仁を重んじたものであつて、経済性を主張するところはなかつた。これに対して、経済性を重視した説は、『孟子』や『列子』にも、みえる。すなわち、曰く、「庖に肥肉有り、廐に肥馬有り。民に飢色有り、野に餓莩有り、此れ獸を率ゐて人を食ましむるなり。獸相食むすら、且つ人之を惡む。民の父母と為りて、政を行ひ、獸を率ゐて人を食ましむるを免れず。惡んぞ、其の民の父母たるに在らんや。」と。仲尼曰く、「始めて俑を作る者は、其れ後無からんか。其の人に象りて之を用ゐるが為なり。之を如何ぞ其れ斯の民をし

て飢ゑて死なしめむや。」と。『孟子』第一卷梁惠王章句上）楊朱曰く、「古語に之有り、『生きては相憐れみ、死しては相捐つ。』と。此の語至れり。相憐れむの道は、唯に情のみに非ざるなり。勤むるものは能く逸せしめ、飢うるものは能く飽かしめ、寒ゆるものは能く温かならしめ、窮するものは能く達せしむ。相捐つるの道は、相哀れまざるに非ざるなり。珠玉を含ませず、文錦を服せしめず、犠牲を陳ねず、明器を設けざるなり。」と。

（『列子』第七卷楊朱篇）

がそれである。

ところで、ここで王充が孔子の言で注目して解釈したところは、「偶人を用て葬むるは、後に生を用て殉ぜしめむを恐るなり。」といふところである。彼によれば、人形を用いてゐると、それでは足りなく思ふようになり、生人を殉じさせようとしかねないことを孔子は恐れたのだという。孔子以後も、情ともかかわつて殉葬は行われ、ある意味では孔子の危惧したことがなされたわけであるが、垂仁紀はこのことを意識したものでどうか、先にみたように殉死させた上で葬るのではなく、生きたままで埋め立てるといふ残酷な行為が行われていたので、この非道な習俗を廃したというのであるが、これは、どう見ても垂仁天皇の同時代に、天皇の兄弟の親族が行つたことであつたのである。天皇はそのことに痛みを感じながらも、自ら

の発意でなく、野見宿禰の埴輪を代用とする埋葬法の創出とその提言を、心になかったこととして受容したとする。垂仁天皇の指示によって野見宿禰が考えたとせず、野見宿禰の提案を受け容れたとするように、一步下がった対応をしたというのは氏族伝承を利用し尊重したがゆえであったところといえようか。

孔子は、生人と死人を峻別し、神に準じる死人には生人の持ち物を用いてはならないとする明確な主張をもっていた。つまり、死人には明器を用いるべきだとするのである。

こうした観点からみると、日本の埴輪はどのように評価されるであろうか。日本の人物埴輪は秦の始皇帝陵周辺から発見された兵馬俑に比較すると、まさに稚拙な造形である。いふなればこれは藟霊と同じく明器であり、人間の情の移るほどに精巧には作らずにこうした意識が、埴輪の制作者、あるいは彼等とかかわる職掌をもっていた土師氏にはあったのであろうか。人物埴輪は人を象ったものであるが、生人とは異なる、死者を祭るための明器であるとの明確な意識があり、その意識がその小ささと稚拙さを生み出しただけでなく、人物埴輪には目を入れない工夫を生み出したのではなかったか。埴輪の目は死者の目を思わせるかのように穴が空けられている。生気を吹き込むものとしての、あるいは生命力の象徴としての目が入れられていないのである。埴輪はまた埋められることなく、墓域の野外（位置は時代によって異なる）に立てられていたよう

ある。逆にいえば、孔子が意識した中国の陶人、俑は、始皇帝陵の兵馬俑にみられるように目を入れ、リアルで人間を思わせる姿をもって地中に埋められた。孔子が目にした魯の国で用いられた俑（偶人）はどのようなリアルさをもっていたのか不明ではあるが、その俑の埋納は孔子に人間の情として用いるに忍びないとする思いを感じさせるものがあつたのであろう。

このようにみると、孔子が不仁とする俑と重ねられるかとみられる日本の埴輪は、意図したものかどうかはともかく、その稚拙さ、あるいは目を抜いた造形ゆえに、また、墓域の周辺に埋めずに立てたがゆえに、生人を人垣に立てるのに代えて立てたとしても、伝承形成者はいうにおよばず、その受容者においても人の道に叶ったこととして許容できる話になったといえる。

ところで、生きた人を人垣に立てるといふ発想はどこから生まれたのであろうか。今触れたように、人物埴輪のみならず、埴輪は埋納ではなく、古墳の石室の前の広場もしくは周辺に立てられたとい<sup>（注）</sup>う。

この伝承は埴輪の終末期に形成されたものではあったとみられるが、日本の埴輪が立物と呼ばれ、実際に古墳の周堤や墳丘上の広場の端に垣根状に巡らされていたことと関わっているのであろう。つまり、埴輪が墳丘もしくは石室前の広場に立てられていたことから、逆に類推して、殉葬者は生きたままの人を半ば埋めて立て廻らした

との設定をしたのではなかったか。埴輪が一部を埋めて立てられていたことは、古墳の発掘によって知られるところであるが、伝承の世界でも、周知の如く、雄略紀の田辺史伯孫の伝承には、

秋七月の壬辰の朔に、河内國、言さく、「飛鳥戸郡の人、田辺史伯孫が女は、古市郡の人、書首加竜が妻なり。伯孫、女、児産せりと聞きて、往きて智の家を賀びて、月夜に還りぬ。蓬泳丘の誉田陵の下に〈蓬泳、此をば伊致麻姑と云ふ〉、赤駿に騎れる者に逢ふ。其の馬、時に渡略にして、竜のごとくに翫ぶ。

欸に聳く擢でて、鴻のごとくに驚く。異しき体逢く生りて、殊なる相逸れて発てり。伯孫、就き視て、心に欲す。乃ち乗れる驄馬に鞭ちて、頭を齊しくし轡を並ぶ。爾して乃ち、赤駿、超びて攄で絶えたること埃塵にみえ、驅り驚つ迅滅にして没せぬ。是に、驄馬、後れて怠足くして、復追ふべからず。其の駿に乗れる者、伯孫の所欲を知りて、仍りて停めて馬を換へて、相辞りて取別てぬ。伯孫、駿を得て甚だ歡び、驟して厩に入る。鞍を解して馬に秣ひて眠ぬ。其の明旦に、赤駿、変りて土馬に為れり。伯孫、心に異びて、還りて誉田陵を覓むるに、乃ち驄馬の土馬の間に在るを見る。取りて代へて、換りし土馬を置く」とまをす。(雄略紀九年)

と説かれている。これが事実雄略朝のことであったかどうかは不明ながら、また蓬泳丘の誉田陵が応神天皇の陵そのものであったかど

うかはともかく、この伝承が形成された時期には周に立物としての馬の埴輪の群れが置かれた古墳があったことを語っている。さらにまた、ここには土馬だけでなく、人物埴輪の類も立てられていたであろう。すくなくとも、野見宿禰の埴輪創出伝承もこうした埴輪が残されていた時期に形成されたとみてよいのではなからうか。

こうした立物からの連想で、生人を埋め立てるという残酷な話を形成し、それを廃するために俑(陶人・偶人)と重なる埴輪を立てる話が展開されたとみるべきなのであろう。埴輪は、たとえば、すでに触れたように、埴輪は中国の人物俑のようなりアルさ、あるいはすでに将来されていたであろう仏菩薩の像が目を入れられているのとは異なり、目をくり抜いているのであり、明確に明器であることを示している。こうした配慮によって、埴輪は中国の葺霊とは異なっても明器であることを明確にした埴の立物であったのであり、王充が穿ったように、人形では物足りなく思うような情を引き起こさなかったとは限らないが、孔子の主張したように人間としての情を重んじ、人を埋め立てることを否定する仁の精神を実現するものとして受け留められたのである。それ故に紀の編者も仁の精神を体現した垂仁天皇像を形象する手掛かりとして土師氏のこの氏族伝承をして利用したものと考える。

おわりに

垂仁紀の野見宿禰の埴輪創出伝承は、古墳に用いられた初期の埴輪の形状からして、事実在即さず、こうした伝承が形成されたのは実際には人物埴輪がなお残りながらも、「大化薄葬令」によって埋葬が簡素化された時代になってからのことと考えられることは、すでに指摘があったが、こうした伝承を思想的に支えたのは儒教思想であり、これにそって埴輪の創出を仁の実践として説こうとしたのもとみられる。とはいえ、『礼記』によれば、孔子は殉葬だけでなく俑を用いることをも批判し、伝統的な芻霊を用いるべきことを説いているが、日本では芻霊は用いておらず、人に似た俑に通うとしても埴土で作り目を抜いた人形を創出したとすれば、十分殉葬の悲惨な状況を変え、仁を説くに足る伝承を形成し得ると考えたものとみられる。すくなくとも、埴輪は中国の俑ほどリアルではなく、目をくり抜かれた人形であり、古墳の周辺に立物としておかれていたこともあり、これによって悲惨な感じが生まれることはない判断していたと考えられる。また土師氏はのちに管原や大江と氏名を変えたところで知られるように漢学の学問の家でもあった。『礼記』は官僚の学問においては基本的な書であったであろうが、土師氏は自氏の担わざるを得なかった葬儀にかかわって中国の文献ことに『礼記』を深く学んでいたがゆえに、職掌にかかわる知識と併せてこうした書の説くところによってかかる祖先功業伝承を形成したも

のと考えられる。この伝承はまた、垂仁天皇の時代の事実として設定することによって、天皇の仁をも説きえる伝承であったがゆえに、垂仁紀に位置づけられたといえよう。

注

- 1 小出義治「土師氏の伝承成立とその史的背景」〔國學院高等学校紀要〕一六昭和五一年三月 『土師器と祭祀』平成二年
- 2 小出義治 前掲「土師氏の伝承成立とその史的背景」
- 3 小出義治 前掲「土師氏の伝承成立とその史的背景」
- 4 小出義治 前掲「土師氏の伝承成立とその史的背景」
- 5 米沢康 「土師氏に関する一考察」〔芸林〕九一三 昭和三十三年六月『日本古代の 神話と歴史』一九九二年
- 直木孝次郎 「土師氏の研究」〔人文研究〕一一一九 昭和三五年九月 『日本古代の氏族と天皇』一九六四年
- 6 加地伸行 『儒教とは何か』(一九九〇年一〇月)
- 7 小出義治 前掲「土師氏の伝承成立とその史的背景」

《本稿は、同志社女子大学大学院に在籍しながら、家庭の事情により、学業を断念せざるを得なかった前川千里さんがテーマとして扱っていた論に基づき、前川さんの承認のもと寺川が纏め、平成二十年度古事記学会大会(於神戸女子大学)において発表するとともに論文としたものである》